

国民年金保険料の納付が 困難なときは……

自営業などの方は

「保険料免除制度」「若年者納付猶予制度」の手続きを！

所得が少なく保険料が納められないときは、保険料の全額または半額が免除されます。
免除申請の判定基準

免除の対象となる所得（収入）のめやす

扶養人数	全額免除	半額免除
3人扶養	162万円(258万円)	282万円(420万円)
1人扶養	92万円(157万円)	195万円(304万円)
扶養なし	57万円(122万円)	141万円(227万円)

※本人、配偶者、世帯主各々の扶養の人数の欄が基準となります。

30歳未満の方は

「若年者納付猶予制度」の手続きを！

30歳未満の方で、所得が少なく保険料が納められないときは、保険料の納付を猶予することができます。

納付猶予の判定基準

申請者本人・申請者の配偶者それぞれが前年所得などの定められた基準に該当することが必要です。他失業などにより承認される場合もあります。

免除の対象となる所得（収入）のめやす

扶養人数	所得（収入）
3人扶養	162万円(258万円)
1人扶養	92万円(157万円)
扶養なし	57万円(122万円)

※本人、配偶者各々の扶養の人数の欄が基準となります。

学生の方は

「学生納付特例制度」の手続きを！

学生で所得がない場合や少ないことよって、保険料が納められないときは、保険料の納付を猶予することができます。

対象となる人

①20歳以上の学生で、前年所得が141万円以下の人です。
※社会保険料控除額を考慮したおおよそのめやすです。
②会社などを退職して学生となった人は、前述の所得を超えていても、前年所得がないものとみなされます。

対象となる学校

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専修学校および各種学校（学校教育法に規定される修業年限が一年以上である課程）です。

追納しましょい

免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。追納することによって、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。

ただし、3年目以降、追納する場合は当時の保険料に加算金がつきますので早めの「追納」をおすすめします。

平成18年7月から
4段階の免除制度
が始まります

国民年金保険料は今後、段階的に引き上げられることになっていますが、より保険料を納付しやすい環境を整備し、みなさんの年金受給権の確保を図るため現在の免除制度（全額・半額）に加え4分の1免除と4分の3免除が追加され4段階の免除制度になります。

老齢基礎年金の年金額を算出する際、それぞれの免除期間については下記表のとおり扱われます。

申請手続き・問い合わせ先
本庁 住民生活課
TEL 0859 - 54 - 5210
大山支所 住民課
TEL 0859 - 53 - 3156
中山支所 住民課
TEL 0858 - 58 - 6114

	全額免除 (納付なし)	4分の3免除 (4分の1納付)	半額免除 (半額納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
納める 保険料月額 (平成18年度)	0円	3,470円	6,930円	10,400円
もらえる 年金額	全額	1/3で計算	2/3で計算	5/6で計算

※全額免除以外は、残りの保険料を納付しないと全額未納扱いとなります。